



園芸施設共済



農業共済組合・農業共済事務組合
 茨城県農業共済組合連合会





加入できるもの

特定園芸施設

ガラス室、プラスチックハウス、
雨よけハウス、多目的ネットハウス



① 附帯施設

暖房、かん水、換気施設、
カーテン装置、サイド巻上機（くるくる）など



② 施設内農作物 特定園芸施設内で栽培する野菜、花きなど ※加入できない作物もありますので、事前に組合等にお問い合わせ下さい。

③ 撤去費用

倒壊した園芸施設本体の撤去に要した費用
※撤去費用とは、施設本体（被覆材を除く）の撤去に要した金額が100万円を超える場合、または施設本体の損害割合が50%（ガラス室は35%）を超える場合に、支払対象となります。



④ 復旧費用

園芸施設本体、附帯施設の復旧に要した費用
※復旧費用は、加入者の選択によりさらに大きな補償を受けることができます。



特定園芸施設に併せて、①附帯施設、②施設内農作物、③撤去費用、④復旧費用に加入することができます。
※加入できるのは農作物を栽培するためのハウスです。（育苗ハウスも含まれます。）
※複数の棟を所有している場合は、原則全棟加入になりますが、耐用年数を越えた園芸施設については加入者の希望で除くことができます。また、既に他保険への加入がある棟については、加入から除きます。
※撤去費用、復旧費用の加入は棟ごとに選択することができます。

パイプハウスの場合



① 復旧費用の補償額は再建築価額の100%。

- ※自力復旧で修理した場合には、特定の条件を満たす際に、労務費を支払います。
- ※復旧費用の共済掛金については、全額加入者様の負担になります。
- ※共済金は、施設本体及び附帯施設を復旧した場合に支払います。
- ※被覆材の補償は対象外です。

② 付保割合の引上げ特約の追加により、共済価額の最大100%までの補償が可能になります。

- ※付保割合の引上げ特約の共済掛金については、全額加入者様の負担になります。
- ※施設内農作物に関しては、適用外になります。
- ※付保割合80%を選択した場合に付加することができます。

撤去費用および復旧費用における共済事故発生時のお願い

- 損害通知の際に、園芸施設撤去及び復旧計画書（実施予定日、実施内容、設計図、仕様書等）を提出していただきます。
- 撤去又は復旧を行ったときは、遅滞なく請求書又は領収書等を提出願います。
- 請求書又は領収書等は、原則災害の発生した日から1年以内に提出願います。



施設は園芸施設共済、施設内農作物は収入保険とセットでの加入をお勧めします。

- ※収入保険は青色申告をしている農家が対象です。
- ※施設内農作物が収入保険のどちらか一つを選択して下さい。
- ※収入保険の詳細については組合等にお問い合わせ下さい。

責任期間（補償期間）

● 農家負担掛金の払込みを受けた日の属する月の翌月の1日から原則1年間です。

※他の棟と始期を統一する場合は、1か月からの短期加入ができます。

※施設の設置期間が周年でない場合は、短期加入ができます。

※原則、申し込み後の変更はできないため、周年被覆での加入をお勧めします。

共済金額（補償額）



※共済価額（補償価額）は加入時に1棟ごとに算出し、施設本体及び被覆材の種類、販売価額、施工費等、面積、経過年数、作物により異なります。

※付保割合（補償割合）は、農家ごとに40%～100%の間で選択できます。90%及び100%を選択する場合は特約の付加が必要になります。

共済掛金

掛金の半分を国が負担します



- 施設1棟ごとに計算します。
- 農家単位で共済金額（補償額）の合計額が1億6,000万円までは国庫負担の対象となります。
- 復旧費用は国庫負担の対象外です。
- 掛金率は過去の被害率を基本として算出し、農家ごとの損害率により危険段階を設定しているため、農家ごとに異なります。
- 掛金は、園芸施設の種類及び加入方式等により異なります。
- 加入する場合は、掛金の他に事務費賦課金がかかります。
- 農家負担掛金は、必要経費として所得の控除が受けられます。
- 被覆していない期間の土砂崩れや流出による損害も補償します。
- 未被覆期間の掛金を割り引きます。
- プラスチックハウスⅡ類のうち、骨格の主要部分が31.8mm以上の径のパイプで作られている場合は掛金を割り引きます。（特定園芸施設・附帯施設、撤去費用・復旧費用）
- 生産団体等と農業共済組合等が協定を締結して、一斉加入を行い、条件を満たした場合、掛金等を割り引きます。

共済金支払い対象となる災害



※自然災害ではない火災、車両の衝突等は、被害の発生原因及び経過により、共済金支払い対象とならないことがあります。



支払共済金

● 損害評価のしくみ

損害評価は原則 1 棟ごとに組合等と連合会が合同で行います。



※農家の選択した額とは、1万円（3万円を選択した加入者のみ適用）、3万円（又は共済価額の5%）、10万円、20万円、50万円、100万円のいずれかになります。

損害が発生したら

- 速やかに組合等へ連絡願います。
- 大災害発生時は、被害棟を1棟ごとに確認するため訪問が遅れる場合がありますので、緊急に修理する必要がある場合には、その旨を組合等へ連絡願います。
- 被害を受けたパイプやビニールは、損害評価が終了するまでは保管願います。
- 施設本体や農作物の撤去は、組合等の損害評価後に行って下さい。
- 施設内農作物の病虫害については、発生の兆候が見られたら速やかに連絡願います。
- 火災が発生した場合は、消防署へ通報願います。
- 車両の飛び込み等があった場合は、警察署へ通報願います。

支払対象にならないもの

- 1棟ごとの損害額が農家の選択した額を超えない場合。
- 部材そのものに損害がない場合（ビニールのめくれ、ずり落ち等）。
- 申告した被覆期間を経過して、被覆材に損害が発生した場合。
- 人為的なもの（盗難、いたずら等）。
- 施設内農作物の連作障害、薬害、生理障害。
- 附帯施設の故障及び老朽化。
- 施設内農作物において、同じ病虫害が連続（前年又は前作）して発生した場合、もしくは3作連続して病虫害が発生した場合。
- 故意または重大な過失によって生じた損害。

● お願い

次に該当する場合には組合等まで連絡願います。

- ①被害が発生した場合
- ②被覆期間を変更した場合
- ③被覆材を張りかえた場合
- ④施設を増改築、譲渡、解体した場合
- ⑤一部または全部が他保険等に加入した場合

※連絡がない場合や遅れた場合は共済金が支払われない場合があります。



※1…損害額は、被害額から残存物価額及び賠償金等を差し引いて得た額となります。

※2・3…自然消耗割合及び時価現有率は、経過期間により算出します。

※4…分割割合は、作物ごと、病虫害ごとに防除の難易度等により、30%～70%の範囲で定められています。

- ・分割評価とは、施設の管理、土壌管理、肥培管理等が不十分で生じた病虫害の事故の際に、肥培管理等に起因する損害と共済事故による損害とを、分割して評価を行うことであり、共済事故による損害以外については共済金支払対象外となります。発生した病虫害により分割すべき割合が定められており、その割合を分割割合といいます。
- ・同じ病虫害が連続（前年又は前作）して発生した場合には、100%免責となり、異なる病虫害でも連続（前年又は前作）して発生した場合には、善後措置として20%の分割割合が加算されます。3作連続して病虫害が発生した場合は、3作目の年が100%免責となります。

● 令和2年9月2日から

1. 付保割合・撤去費用・復旧費用が棟ごとに選択することができます。
2. 付保割合80%を選択した加入者で、付保割合の引上げ特約を選択すると共済価額の最大100%までの補償が受けられます。
3. 復旧費用の耐用年数経過後の補償が引き上げられました。再建築価額の100%の補償になります。
4. 復旧費用の加入者で、業者に頼らず、自力復旧した場合、材料費以外の労務費が請求書等に記載されていなかった場合、労務費を加算して支払います。
5. 小損害不填補3万円又は共済価額の5%を選択した加入者で、さらに少額の補償も希望する加入者に対し、特約で1万円を超えた損害から支払いが可能となります。
6. 損害評価時の耐用年数経過後における自然消耗割合が見直されます。



共済関係の成立に関する留意事項

(1) 告知義務と通知義務

加入申し込み時には、申し込み内容について事実を正確に記載して頂く「告知義務」が生じます。告知義務とは、加入申込書に記載されている内容について事実と相違が無いこと、既に事故が生じているものでないこと又はその事故の原因が生じているものでないこと等を正しく申告して頂くことです。また、共済関係成立後に記載された内容に変更があった場合は、遅滞なくNOSAIに通知して頂く「通知義務」があります。

このとき、正しい申告や通知のない場合はこの契約を解除し、共済金をお支払い出来ないことがありますので、記載箇所のご確認をお願い致します。

(2) 重大事由による共済関係の解除

次のことがあった場合には共済関係を解除し、共済金をお支払い出来ないことがあります。

- ① 共済金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとした場合。
- ② 共済金の請求について詐欺を行い、または行おうとした場合。
- ③ NOSAIが共済加入者に対する信頼を損ない、共済関係の存続が困難となる重大な事由があった場合。

(3) 損害防止義務

加入者の皆様には、共済目的について通常の管理や、事故が発生したとき、またはその原因が生じたときには、損害の防止またはその軽減に努める等の損害防止義務があります。損害防止義務を怠ったときは、損害の額から防止または軽減することができたと認められる額を差し引くことがあります。

(4) 解除等における共済掛金等の取扱いについて

(1)、(2)、(3)の事象が発生した場合、共済掛金等に係る返戻金は発生いたしませんのでご了承願います。

**共済関係成立後に交付する園芸施設共済証券で、
加入内容のご確認をお願いします。**

- ① 申し込み頂いた内容
- ② 共済関係成立後に通知が必要な事項
- ③ 補償対象となる共済事故の一覧

— 金融商品販売法に係る重要事項 —

農家の皆様へ

農業共済制度は、行政庁の指導・監督のもと、組合等・連合会・国の3段階による責任分担を行って広く危険分散を図るなど、共済金等の確実な支払いができる仕組みを取っておりますが、次のような場合には、共済金等の全額または一部が支払われないこと、または共済関係を解除することがありますので、ご了解のうえ申し込みいただきますようお願い申し上げます。

- (1) 通常すべき栽培管理、その他損害防止を怠った場合及び損害防止について組合等の指示に従わなかった場合。
- (2) 加入申し込みの際等に、重大な過失等により不実の通知をした場合。
- (3) 正当な理由がないのに、払込期日までに掛金の払込が遅れた場合。
- (4) 組合等への損害通知を怠り、また、重大な過失等不実の通知をした場合。
- (5) 組合等の財務状況によっては、共済金等としてお支払いする金額が削減されることがあります。

※この重要事項の説明書の了承は、加入申込書の提出をもって、ご了承いただく旨よりお願いいたします。

【個人情報取扱いについて】

加入者様から知り得た個人情報は、農業共済事業における引受・損害評価・損害防止及び加入推進等に利用し、他の目的には使用いたしません。個人情報については厳重に管理し、加入者様からあらかじめ同意をいただいた場合、法令に基づく場合及び利用目的の達成に必要な範囲内において連合会を含む関係機関との共同利用をする場合等を除き、お預かりした個人情報は第三者に提供いたしません。

【口座振替のお願い】

NOSAIでは、共済掛金等の納入は原則、口座振替となっております。口座振替の申し込みは簡単な手続きで手数料もかかりません。皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

「お申込み・お問い合わせは
最寄りのNOSAIまで」

県央南農業共済組合

☎0296-72-7321

茨城北農業共済事務組合

本 所 ☎0294-72-6227
那珂北部-大子支所 ☎0295-53-2088
多賀支所 ☎0293-23-7198

茨城県西農業共済組合

代 表 ☎0296-30-2900
園芸施設課 ☎0296-30-2952

水戸地方農業共済事務組合

☎029-293-8801

茨城県みなみ農業共済組合

代 表 ☎029-839-0160
果樹園芸課 ☎029-839-0165

鹿行農業共済組合

☎0299-90-4000

【茨城県農業共済組合連合会】

住所：水戸市小吹町942 代表：029-215-8881 / 園芸任意課：029-215-8888 HPアドレス <http://www.nosai-ibaraki.or.jp>
(令和2年9月2日適用)